

協議第37号

学校教育関係事務事業の取扱い(その1)について

学校教育関係事務事業の取扱い(その1)について提出する。

平成16年5月12日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会  
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 学校教育関係事務事業の取扱い(その1)
<p>1. 就学区域に関する事 (1) 就学区域については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>2. 通学支援に関する事 (1) スクールバスの運行业務については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 (2) 通学、通園に係る補助・助成については、新町において調整する。</p> <p>3. 学校給食に関する事 (1) 学校給食共同調理所等の施設運営については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 (2) 給食費については、合併後に統一する方向で調整する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議